

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成十九年十二月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の二号を加える。

三 外科のうち、消化器に係る疾患を対象とする診療の分野

四 外科のうち、小児を対象とする診療の分野

第十三条第一項第二号中「退学し、」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 条例第七条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。

第十三条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第三号中「中止し、」を削り、同項第四号中「開始したとき又は従事しなくなった」を「開始し、休止し、又は再開した」に改め、同項に次の一号を加える。

六 条例第十条各号（第一号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。

第一号様式中「誓います。」を「誓います。また、修学生等に関して県が保有する個人情報については、キャリア形成支援等を目的として、公立大学法人奈良県立医科大学の地域医療学講座及び県費奨学生配置センターと共有することに同意します。」に改める。

第九号様式に注として次のように加える。

注 保証人ではない相続人が届け出る場合は、相続関係を証明する書類を添付すること。

(奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成二十年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の二号を加える。

三 外科のうち、消化器に係る疾患を対象とする診療の分野

四 外科のうち、小児を対象とする診療の分野

第十四条第一項第二号中「退学し、」を削り、「停学にされた」を「停学の処分を受けた」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 条例第七条各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。
第十四条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第三号中「中止し、中断し」を「休止し」に改め、同項第四号中「開始したとき又は従事しなくなった」を「開始し、休止し、又は再開した」に改め、同項に次の一号を加える。
六 条例第十条各号（第一号を除く。）に掲げる事由に該当するとき。
第十号様式に注として次のように加える。

注 保証人ではない相続人が明け出る場合は、相続関係を証明する書類を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則第三条第三項に二号を加える改正規定及び第二条中奈良県医師確保修学資金貸与条例施行規則第三条第三項に二号を加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。